同和問題（部落差別）の解消に向けて

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお、日常生活の上で、様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

部落差別の解消の推進に関する法律」【H28（2016）年制定】

- **現在も同和問題（部落差別）が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。**
- **部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。**

しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題（部落差別）に関する落書きを行ったことが平成31（2019）年3月に判明しました。

差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとともに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

人権を考える区民のつどい（映画上映会）　8月

8月20日（土）に難波元町小学校講堂において、浪速区「人権を考える区民のつどい映画上映会」を開催いたしました。夏休みも終盤を迎え、多くの子どもたちにも見ていただけるよう、アニメ作品のなかでも、昨今の世界情勢を踏まえて平和の大切さを考えてもらうことができる「この世界の片隅に」を上映しました。

相談窓口

子どもの人権110番（法務省）

0120-007-110

月曜～金曜　午前8時30分～午後5時15分
※祝日、年末年始（12/29～1/3）は除く
※一部のIP電話からはつながりません

子どもの人権SOS-eメール（法務省）

ホームページの相談フォームに相談したい内容を入力して送信すると、メール、又は電話で回答します（すぐに相談したい時は人権110番へ）

https://www.jinken_go.jp/kodomo

大阪市人権啓発・相談センター

06-6532-7830（なやみゼロ）
FAX 06-6531-0666

月曜～金曜　午前9時～午後9時
日曜・祝日　午前9時～午後5時30分
※年末年始（12/29 ～ 1/3）は除く
※人権相談の受付は、相談時間終了の30分前までです
※電子メールで相談することもできます！

https://jinken-net.jimdo.com/メール相談

チャイルドライン

なやみや心配事などなんでも話せる
18歳までの子ども専用

0120-99-7777

毎日　午後4時～午後9時
※年末年始（12/29～1/3）は除く
※チャットで相談することもできます！

https://childline.or.jp/chat

大阪府警サイバー犯罪に関する情報提供・相談窓口

インターネットトラブル相談と対処方法のサイトです

https://www.police.pref.osaka.lg.jp/seikatsu/saiba/cyber_soudan/6961.html

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落害きへと発展します。
落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや、
落書きをしている人を発見したら、
ただちに次の連絡先にご連絡ください。

■ 連絡先 ■

浪速区役所市民協働課
☎　06-6647-9743
FAX 06-6633-8270

大阪市人権啓発・相談センター
☎　06-6532-7651
FAX 06-6531-0666